

豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、既存の照明器具（LED 照明器具を除く。以下同じ。）を LED 照明器具に更新する事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する者のうち、法人をいう。
- （2）個人事業主 基本法第2条第1項に規定する者のうち、第9条に規定する補助金の指定申請時点から遡って1年以上豊田市に居住している個人をいう。
- （3）その他法人 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員（組合にあっては事務に従事する者）が300人以下の法人をいう。ただし、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に規定する法人を除く。
- （4）事業所 中小企業、個人事業主又はその他法人（以下「中小企業等」という。）がその事業の用に直接供する施設をいう。
- （5）LED 照明器具 屋内で固定して使用する照明器具であって、LED を光源として使用する照明器具（コンセント式又は電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及びランプ単体を除く。）をいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、市内で事業活動を営む中小企業等が市内の事業所に設置された既存の照明器具をエネルギー消費効率の優れた LED 照明器具に更新することにより、エネルギー使用量の削減を推進し、経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所（個人事業主にあっては、市内に住所及び主たる事業所）を置く中小企業等であって、第9条に規定する補助金の指定申請時点から遡って1年以上市内で事業を営む者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所又はそれに類する事業所を営んでいないこと。

- (2) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (8) 本市市税の滞納又は未申告がないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (10) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。
- (11) 過去に豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金の交付を受けた者でないこと。

（補助対象設備）

第5条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 既存の照明器具の更新により導入する LED 照明器具であつて、既存の照明器具と比較してエネルギー消費効率が優れていること。
- (2) 更新前後で使用用途等が同じであること。
- (3) 兼用設備、将来用設備又は予備設備ではないこと。
- (4) 補助対象事業者が自ら購入し、所有し、使用すること。
- (5) 自社で製造する製品ではないこと。

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業

者が事業所に設置した既存の照明器具を補助対象設備に更新する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の設置される場所が、市内の事業所内であること。
- (2) 国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業ではないこと。
- (3) 蛍光灯、白熱灯等の既存の照明器具から LED 照明器具に更新する事業であること。
- (4) 新設又は既存の事業所における新たな照明器具の導入を目的とした事業ではないこと。
- (5) 既存の照明器具の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した照明器具の更新等を目的とした事業ではないこと。
- (6) 専ら居住を目的とした居室における照明器具の更新を目的とした事業ではないこと。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、設備費（設置工事費を含む。）に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 印紙税
- (3) 登録免許税
- (4) 法令手続に係る手数料
- (5) その他公租公課
- (6) その他市長が不適当と認める経費

3 補助対象経費の合計額が、20万円を超えない場合は補助金の交付対象としない。

(補助金額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1を限度として、予算の範囲内で市長が決定する額とする。この場合において、当該額は、300万円を超えることができないものとし、かつ千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(指定申請)

第9条 補助対象事業者は、令和8年10月13日から令和9年1月29日までに豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付対象事業者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書（原則、市内事業者から2社以上見積を徴取し添付すること。）
- (2) 収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 省エネルギー計算書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 役員一覧表（様式第5号）（中小企業及びその他法人に限る。）

- (6) 更新前の照明器具の設置状況が確認できる照明配置図
 - (7) 更新前の照明器具の設置状況が確認できる写真
 - (8) 法人の履歴事項全部証明書の写し（中小企業及びその他法人に限る。3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (9) 個人の事業証明書（個人事業主に限る。3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (10) 委任状（様式第6号）（申請を第三者に委任する場合に限る。）
 - (11) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の申請は、同一補助対象事業者につき、1回限りとする。

（指定可否の決定）

- 第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付対象事業者として承認又は却下を決定するものとし、その結果について、豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付対象事業者指定可否決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する補助金の交付対象事業者として承認の決定（以下「指定決定」という。）をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（内容変更等）

- 第11条 指定決定を受けた補助対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、指定決定を受けた補助対象事業（以下「指定事業」という。）の内容を変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に指定事業計画変更承認申請書（様式第8号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による指定事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、指定事業計画の変更の承認又は却下を指定事業計画変更可否決定通知書（様式第9号）により、当該指定事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する指定事業の変更承認の決定（以下「変更指定決定」という。）をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（実施期間）

- 第12条 指定事業は、令和9年5月31日までに完了しなければならない。
- 2 補助対象事業は、第9条に規定する指定申請の日の翌日から着手（発注・契約）することができる。
- 3 指定事業の完了とは、指定事業の実施及び補助対象経費に係る全ての支払いが完了することをいう。

(交付申請及び実績報告)

第13条 指定事業者は、豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、指定事業が完了した日から起算して30日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算(決算)書(様式第2号)
- (2) 更新後の照明器具の設置状況が確認できる照明配置図
- (3) 更新後の照明器具の設置状況が確認できる写真
- (4) 契約書等発注したことを証する書類等(契約書、発注書等)
- (5) 領収書等支払いしたことを証する書類等(領収書、通帳の写し等)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付可否の決定及び額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付可否及び予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、豊田市 LED 照明器具更新支援補助金交付可否決定通知書(様式第11号)により当該指定事業者に通ずるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた指定事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定事業者から補助金の請求を受けたときは、第1項の規定により確定した補助金額を当該交付決定事業者に交付するものとする。
- 4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(検査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、指定事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

- 2 指定事業者は、前項の規定に基づく検査を正当な理由なく、これを拒んではならない。

(帳簿等の保存期間)

第16条 指定事業者は、帳簿等の指定事業に係る全ての関係書類を、指定事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定事業者は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 交付決定事業者は、前項ただし書の規定による承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、当該補助事業により取得した財産及び当該補助事業により効用が増加した財産の処分の承認又は却下を財産処分承認可否決定通知書（様式第 1 3 号）により、当該交付決定事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第 1 8 条 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- （1）規則、この要綱、指定決定若しくは変更指定決定のときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- （2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3）指定事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- （4）第 4 条各号、第 5 条各号及び第 6 条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- （5）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を決定したときは、その旨を豊田市 LED 照明器具更新支援補助金取消等通知書（様式第 1 4 号）により、交付決定事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定により、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた日から起算して 1 5 日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（電子申請等）

第 1 9 条 この要綱における申請及び通知等は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 1 8 年条例第 1 号）の規定により、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

（職権修正）

第 2 0 条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、補助対象事業者から提出された第 9 条に規定する書類又は指定事業者から提出された第 1 1 条第 1 項若しくは第 1 3 条に規定する書類に不備があるときは、補助金の交付事務を担当する職員にこれを修正させることができる。

(委任)

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に指定決定を受けた指定事業者に係る取扱いについては、なお従前の例による。